

第20回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会

日 時：令和7年（2025年）3月18日（火）午後2時～午後3時30分

場 所：国立療養所菊池恵楓園 恵楓会館

出席者：※敬称略

委 員／内田博文	九州大学名誉教授
小野友道	くまもと南部広域病院理事長（皮膚科） 熊本大学名誉教授
遠藤隆久	熊本学園大学名誉教授 ハンセン病市民学会共同代表
太田 明	菊池恵楓園入所者自治会副会長 （志村 康 菊池恵楓園入所者自治会会長 代理）
中 修一	国立療養所菊池恵楓園退所者 ひまわりの会会長
境 恵祐	国立療養所菊池恵楓園園長
紫藤千子	一般社団法人熊本県社会福祉士会 社会福祉士
大川博幸	熊本地方法務局人権擁護課長
角田賢治	熊本県教育庁市町村教育局人権同和教育課長
小夏 香	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課長

事務局／木村聡子	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 課長補佐
柴田佳与子	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 主幹（総務・特定疾病担当）
岡本恵梨香	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 総務・特定疾病班 主事
内布亜希	熊本県教育庁市町村教育局人権同和教育課 指導主事
那須 豊	熊本県環境生活部県民生活局人権同和政策課 主幹（啓発担当）
西 章男	熊本県ハンセン病問題相談・支援センター「りんどう」 副センター長・相談員

【次第】

- 1 開会
- 2 熊本県健康づくり推進課長あいさつ
- 3 議題
 - (1) 令和6年度（2024年度）下半期実績報告、令和7年度（2025年度）事業計画について
 - (2) その他

第20回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会

(事務局)

ただいまから「第20回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」を開催いたします。
開会にあたり熊本県健康づくり推進課長からご挨拶いたします。

(小夏課長)

皆様こんにちは。本日は、お忙しい中に皆様この啓発推進委員会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から県が実施しております、ハンセン病問題の啓発事業につきましても、多大なるご支援ご協力をいただいておりますことに、この場をお借りして、感謝を申し上げます。

前回10月22日に、第19回の委員会を開催しておりますが、その場でいただきましたご意見も参考にしながら今年度下半期の取り組みを行って参りました。本日は令和6年度の下半期の実績報告、また、令和7年度の取り組みについてご説明をさせていただきますので、よりよい啓発事業ができるよう、また皆様のご意見をいただきたいと思います。

また、今年6月には、ハンセン病元患者家族補償金支給の請求期限が5年間延長されることになりました。対象となる回復者のご家族の方への制度周知、また県民の方への普及啓発を、りんどう相談支援センター含めまして、県としてもさらに力を入れて参りたいというふうに思っておりますが、こちらの件に関しましても、皆様からのご助言等いただけましたら幸いです。

それでは本日は限られた時間でございますけれども、皆様からの忌憚のないご意見をいただきたいと思いますので、最後までどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

これから議題に入りますが、その前に、各委員の皆様のご紹介につきましては、お配りしている次第の次のページに、委員一覧を載せさせていただいておりますのでこちらで代えさせていただきますと思います。

なお、志村委員は本日ご欠席ですので、本日は菊池恵楓園入所者自治会副会長の太田様に代理でご出席いただいております。よろしくお願いします。

それではここからは、委員会の議長は委員長が務めることになっておりますので、進行の方を内田委員長にお願いしたいと思います。内田委員長よろしくお願いいたします。

(内田委員長)

それでは議題に入ります。まず、議題(1)令和6年度下半期実績と、令和7年度事業計画でございます。今年度熊本県が実施したハンセン病問題啓発事業及び、次年度の実業計画について、事務局、りんどう相談支援センターの活動内容、また、法務局についてもあわせてご報告をお願いいたします。一通りご説明いただいた上で、委員の先生方からご意見、ご質問いただければと思っております。よろしくお願いします。

(事務局(健康づくり推進課))

お手元の資料1で説明させていただきます。資料1は、県健康づくり推進課が実施した事業の令和6年度の下半期実績報告、令和7年度の事業計画についてでございます。令和6年度の上半期の実績報告につきましては、前回10月の会議時点で報告済みのものについては省略させていただきますので、主に下半期の実績について説明させていただきます。

まず1ページ目でございます。ハンセン病問題啓発パネル展につきましては、例年6月22日の「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」に合わせまして、ハンセン病問題啓発パネル展を実施しております。今年度に引き続き、次年度につきましても、県庁地下通路、県民交流館パレアに申し込みを行っている状況です。

次に、「菊池恵楓園絵画展・絵画パネル展」につきましては、県立図書館、県民交流館パレアに申し込みを行っている状況です。なお県庁ロビーにつきましては、改修工事のため、次年度は実施できませんが他の場所での開催を検討したいと思っております。

次に2ページ目でございます。「ふれあい福祉協会補助事業活用事業」につきまして、広く県民にハンセン病問題について知っていただく取り組みとして、今年度はハンセン病ドキュメンタリー映画「風の舞」、宮崎信恵監督の講演会及び金陽会作品展を実施しました。映画上映会、講演会については計133名、金陽会作品展については計109名の参加がありました。参加者からのアンケートについて一部掲載しております。次年度は、金陽会及び11月に第83回西日本文化賞を受賞されたことを知っていただくため、2ヶ所以上での作品展、また、金陽会に関連した映像を会場で放映することを検討しております。

次に、「菊池恵楓園で学ぶ旅」につきましては、例年夏に一般の方を対象に菊池恵楓園を実際に訪れていただき、ハンセン病問題について学んでいただく事業を実施しております。次年度からは、りんどう相談支援センターに業務を委託しまして、今年度課題であった猛暑を避け内容を検討して実施する予定です。

次に、「県広報媒体等を活用した啓発」についてです。次年度につきましても、積極的に広報を活用し、ハンセン病問題について知っていただく機会となればと思っております。

次に、「ハンセン病問題啓発県職員出前講座」につきましては、県ホームページへの掲載を実施し、各機関や学校からの要望に応じて実施することとしていますが、今年度の要望はありませんでした。次年度につきましては、りんどう相談支援センターの講師派遣等を協力しつつ、周知を図っていきたいと思っております。

次に4ページ目でございます。ハンセン病問題啓発リーフレットの作成につきましては、今年度分のリーフレット「ハンセン病問題を正しく理解しましょう」を先日作成し、県内の高校1年生や、市町村、市町村教育委員会、県各広域本部、地域振興局、保健所等にも配布しております。委員の皆様のご意見を頂戴し反映させていただきました。本日の資料に添付しておりますので、後程ご確認ください。次年度についてですが、同様に作成を予定しておりますが、近年のペーパーレス化により、紙での作成部数を減らし、PDFデータとして広く活用いただくことを検討しております。なお、従来通りリーフレットをご要望の際は配付いたします。

次に一般向けの啓発だけでなく、職員への啓発も実施しているところです。「熊本県新規採用職員研修等での啓発」につきましては、新規採用職員に対し、ハンセン病問題について理解を深めるため、また、県職員として、最初に学ぶべき事項として、新規採用職員の前期研修において、講話を実施しております。次年度は、来月の4月8日火曜日に、新

規採用職員向けに講話を予定しております。

次に5ページ目でございます。「熊本県ハンセン病回復者・家族支援事業」です。こちらはりんどう相談支援センターの事業となります。今年度の事業実績につきましては、下記の通りで、後程センターから説明いただきますが、相談件数について、当課から説明させていただきます。今年度の相談件数は、2月末時点で105件、うち個別相談件数は52件、うち家族補償関係が26名となっております。今年6月に家族補償金の申請期限が5年延長となり、市町村へ周知し、ポスターの掲示依頼をしておりますが、再度、市町村へ周知依頼を行ったところです。

りんどう相談支援センターの活動の詳細につきましては、この後、西副センター長からご説明があります。

最後に6ページ目の、「熊本県出身の療養所入所者の方への事業」です。1つ目のふるさと訪問事業につきましては、菊池恵楓園さんを11月12日に、本県出身の入所者8名の方を阿蘇方面へご案内させていただきました。また、星塚敬愛園さんは、10月29日、30日で玉名方面、山鹿方面へご案内させていただきました。次年度も各園と調整させていただきますながら実施いたします。

2つ目の熊本ふるさと便の送付は、県内外のハンセン病療養所入所者の方へ、熊本県の特産品をお送りするもので、12月に菊池恵楓園さんに、熊本県産デコポンを32名分、県外療養所さんには、デコポンジュースを4名分送付させていただきました。

3つ目の県外療養所入所者の方への熊日新聞の送付は、次年度も同様に、星塚敬愛園さんに配布を予定しております。

最後に、資料には記載しておりませんが、5月に開催される市民学会については、県も協力しており、開会行事にて知事が挨拶をする予定です。

(事務局(りんどう相談支援センター))

資料1-2をご覧ください。まず、申し訳ないのですが訂正をお願いします。先ほどご報告あった通り、相談件数は105名です。資料では350人になってはいますが、これは啓発事業の申し込み件数が含まれていたもので、実際は105名の方に訂正をお願いいたします。

相談支援の内容としては電話相談、訪問相談については、報告させていただいてる通りです。そのあとのひまわりの会の活動支援等については、意見交換会、そして「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」のオンライン参加のお手伝いや意見交換会、そして先週3月11日に熊本市役所の中で、特別相談会を中さん、国宗弁護士、堀端さんと4人で待機したんですが、相談件数は0でした。家族交流会の予定はしていましたが、今年度は実施することができませんでした。

5)の家族補償金の受給申請について、相談内容の概要の別添1をご覧ください。まず1の退所者給与金関係の相談内容について、ここになしと書いてありますが、この資料を提出した後に、退所者給与金の相談が1件ありました。そして、2番の家族補償金申請の相談内容としましては、1つは、ここに書いておりますように、知られたくない中でどういうふうに申請するかということで、実際は菊池恵楓園さんと繋がっているということもあり、菊池恵楓園さんで申請が進んでいくというケースと、②では、この方はらい予防法が廃止される前にもうお亡くなりになられた方なんですが、その方のお孫さんからの相談で

した。同居要件を証明するのが難しいケースだったので、一緒に同居状況に関する証明書を作成しました。相談内容の中で家族補償の件数が増えてるのは、このやりとりを何回かしたということで、大きく相談件数が増えてることになります。あと、旧優生保護法の補償金の申請ということで、当事者の妹さんからご相談がありまして、継続中が1つあります。

2 ページ目です。啓発事業としましては、「ハンセン病療養所の将来と未来につなぐ講演会」を11月16日に山鹿市民交流センターのホールで開催させていただきました。参加者は68名で、内容としては、第1部で「私たちにできること、ハンセン病問題の学習を通して」ということで、例年、長年にわたってこの実践をやっています山鹿市立菊鹿中学校の生徒会、チームに報告をいただきました。そのあと、講演会として、長島愛生園の田村学芸課長、その後、トークセッションという形で行いました。別添3のアンケートですが、中学校の生徒会チームには、「人の痛みを理解し、寄り添う気持ちを持ち、さらに学んだことを発信して行動する気持ちがとても嬉しく、中学生の息子連れて来れば良かったと思いました。」というふうに、発信することに対する評価とか、「自分たちが学び感じたこと、真剣に伝える姿に生徒たちの熱を感じました。大人だけでなく、子どもだけでなく、全ての人が『正しく知り、正しく行動する』社会にしていかなければならないと改めて感じました。」そのあと、田村学芸課長のお話しのアンケートでは、「ハンセン病やハンセン病問題についての知識を土台にした上での、入所者の講話や、資料館見学を実施することでより効果的だと共感しました。回復者の高齢化が進んでいる中で、VRやAIを活用する等、今後の継承法を具体的に考えることができました。」そしてトークセッションで、「経験を未来につなげる」ということで、中さんにも入っていただいたんですけども、「ハンセン病は、家族がその経験を伝えることができないというのを聞き、改めて正しく知り伝え聞いた者が後世に伝える必要があると思った。中さんの経験を生の声で聴けて良かった。いろいろな人が『ものを言える』社会をつくっていくことが大切である。」というようなアンケートをいただきました。

2 ページ目です。今年2月7日には、第9回熊本県ハンセン病医療・福祉研修会を開催しました。境園長にご協力いただきありがとうございます。ここでは、医療福祉業務従事者及び医療福祉に関心ある方ということで、定員40名に対して34名の参加者が来てくれました。内容としては資料に書いている通りです。このアンケートについても、別添3をご覧ください。まず境園長の講義を聞いてということで、「歴史的な背景と現状がよくわかった。」「感染することがほとんどなく治療法が確立しても隔離が続いたことは、病気の拡大予防目的ではなく、差別や人権が軽んじられていたからではないかと感じた。」そして、福祉課の村山さんのお話の中では、「入所者一人ひとりの長い生活史を知った上で支援することの大切さを学びました。終末期まで支援する退所者支援や、再入所者支援など初めて知ることばかりでした。人の人生を支えていく息の長い支援を行うことが大切だと分かりました。」そして、学芸員の原田さんのお話の中では、「当事者意識の話やハンセン病政策はどこで間違えたのだろうという問い、歴史認識や見方、過去に起きた事柄を学ぶ意義などを多くの学び、気づきがありました。」省略しているところはまた後で目を通していただけたらと思います。

3 ページ目です。ドキュメンタリー映画「風の舞」については先ほど県から報告があったので、省略させていただきます。

2) 講師派遣としては、今年の1月31日に令和6年度人権擁護委員人権問題特別対策講習会として、熊本地方法務局でお話をさせていただきました。そして、昨年もでしたけれども、熊本市の職員研修の動画を、法務局でお話させていただいたものを動画にして提供しております。当初は、昨年の動画をそのまま使用したいとお話があったのですが、優生保護法だとかいろんな法律が変わっているということで、新しく変わったところは作り直して提供をしています。先週お話しする機会があったのですが、すでに市役所の職員さんが先週の時点で600人程度視聴していただいているというお話でした。

次に教育機関との連携です。私が勤務してる大学で、毎年ハンセン病のお話をさせてもらっています。それと、回復者講演会への同行ということで、中さんの語り部支援をしました。これに関しては、長崎県から、りんどう相談支援センターおいでいただいて、そこで中さんのお話を聞いていただいたということです。その他については、ホームページの更新をしました。

4ページ目です。相談員が入れ替わった関係もあって、相談員の人材育成事業として、いろんな勉強会をやっています。沖縄愛楽園や、来週ですが、多磨全生園にも新しく来た相談員が訪問してお話や、活動、実践についての意見交換等を行う予定にしております。

(事務局(人権同和教育課))

資料2をご覧ください。前回の本委員会以降の報告と来年度の事業計画について説明いたします。

資料1ページをご覧ください。まず、「菊池恵楓園研修」についてです。本年度の実施内容については、前回報告済みですので省略します。今年度から令和9年度までの4ヵ年で、県内すべての県立学校、市町村立小中学校が参加をする予定です。令和7年度については、これまで夏季休業中に実施しておりましたが、園内見学の際、とても暑く、熱中症等も心配されることから、11月に変更しています。該当校は107校です。内容は今年度同様、講話、資料館見学、園内見学を予定しています。

次に、下段の「ハンセン病回復者等の人権に関する校内研修の推進」についてです。今年度も、教職員の基本的認識を深めるとともに、実践的な指導力を高める研修に向けた資料の提供及び指導主事の派遣を通して、校内研修の推進を図り啓発を行いました。①当課ホームページに掲載しております、デジタル研修資料及び映像資料の視聴回数については、資料をご覧ください。この他2ページの②から⑤まで実施をいたしました。また、教育委員会では、毎年、年度末に県内すべての小中学校及び県立学校に人権教育推進状況調査を行い、1年間の人権教育の推進状況を調査しております。その調査結果の中から、ハンセン病問題に関する校内研修について紹介をします。2ページの、中程に、枠囲みに記載しております。

1つ目は、阿蘇市立波野小学校の取り組みです。国立療養所菊池恵楓園絵画クラブ金陽会の作品を鑑賞し、作品の保存活動をされている講師を招き、ハンセン病問題について学ぶ機会を持ったとあります。これは波野小・中学校子ども人権集会にて金陽会のキュレーターをされている蔵座さんに来ていただき、作品の紹介と講話をしていただきました。児童生徒、教職員だけでなく、保護者も一緒に参加し、絵画を通して学びを深められたということです。

2つ目は、長洲町立長洲中学校の取り組みです。教職員研修で、ハンセン病回復者及び

その家族の人権について、新聞記事の報道やWeb研修を用いて研修を実施されました。

次に、令和7年度事業計画についてです。次年度も同様に、啓発活動を行っていきます。また、①は、熊本県人権教育・啓発基本計画の第5次改定に伴い、当課ホームページに掲載しておりますデジタル研修資料も改訂を行いました。ハンセン病問題に係る次の2点を改訂します。

1つ目のハンセン病回復者及びその家族の人権については、歴史資料館のオープンや現在、治療薬として使われているリファンピシンなどの新しい情報を入れた改訂となっています。

2つ目の「差別や偏見をなくすために～新型コロナウイルス感染症とハンセン病から学ぶ～」についてですが、これまでは、「新型コロナウイルスとハンセン病をめぐる人権問題について」というタイトルで掲載をしておりました。新型コロナウイルス感染症やハンセン病の概要など、他のデジタル研修資料との内容の重なりがあったものを整理し、差別や偏見をなくすために、この2つの感染症から学ぶことを掲載しております。この他、②から⑤まで、今年度同様に実施をしていきます。

次に、2ページ下の方です。「学校教育及び社会教育における人権教育に関する研修会について」です。①の校長対象の研修については、前回報告しました内容です。3ページをご覧ください。②は初任、5年経験者、10年経験者の教諭。次に、初任4年目、7年目の事務職員を対象に、職種や役職に応じた研修を実施しました。また、③の担当指導主事等研修会で、ハンセン病問題に関する説明を行いました。この研修会は、熊本市を除く県内の小中学校を所管する市町村教育委員会、教育事務所の担当指導主事向けの研修です。説明した内容は、この3点です。1点目、人権教育を取り巻く国の動向及び人権教育の指導方法等のあり方について〔第三次取りまとめ〕補足資料の改訂が、文部科学省から毎年出されています。この中で、過去3年、毎年ハンセン病問題に係る条項が追加されているその経緯について、2点目は、令和6年4月に厚生労働省から公表されたハンセン病問題に係る全国的な意識調査報告書をもとに、改めて教育・啓発の重要性について、3点目は、各学校での授業や職員研修で活用できる『歩いて学ぶハンセン病問題 国立療養所菊池恵楓園ガイドブック』について学校で活用するよう周知をしました。次に、令和7年度事業計画です。記載している5つの研修を予定しています。これらの研修を中心に、教職員の理解と知識を深めて参りたいと思います。

4ページをご覧ください。参考として、今年度10月に実施した人権教育の推進に関する教職員アンケート調査の結果から3つ抜粋して掲載しております。このアンケート調査は定期的に行っており、前回は平成26年（2014年）に実施しています。調査対象は、熊本市を除く市町村立小中学校、義務教育学校、県立学校の校長、副校長、教頭、人権教育主任、初任者、5年経験者、10年経験者の計2,175人です。今回はハンセン病問題に関する項目の結果を紹介します。

図1は、人権課題に対する関心度を尋ねた項目です。ハンセン病回復者及びその家族の人権の関心が高くなっています。図2は、ハンセン病回復者及びその家族の人権についての知識を尋ねた項目です。それぞれ認識が高いことが分かります。しかし、だいたい知っている、知らないと答えた教職員もあり、このことについて、職種別に分析をしますと、事務職員など、児童生徒に直接指導する機会があまりない教職員でした。今後は、この職種に応じた研修を考え、実施していきます。図3は人権教育を進めるために、どのような

研修等に参加する機会が増えれば良いと思うかと尋ねた項目です。現地に学ぶ人権研修の需要が高いことから、本課の研修に加えて、各学校にも機会をとらえて、歴史資料館の見学をこれまで同様、推奨していきますので、ご協力よろしくお願いします。終わります。

（人権同和政策課）

資料3をお願いします。まず1ページ目、人権啓発Web講座について、この事業は、県の人権の重要課題と位置付けている分野について、講師の先生による講演の動画をオンライン配信するもので、現在24講座ございます。そして、ハンセン病回復者とその家族の人権、感染症をめぐる人権をテーマとして、本日お越しの中先生と小野先生に講演いただいた講座も配信しております。令和6年度の実績ですが、全24講座の視聴回数、資料には1月末時点で7,820回としていますが、現時点ではすでに8,500回超えております。昨年度に引き続き、非常に多くの方に視聴いただいております。このうち、ハンセン病回復者などに関するテーマとしたものは、現在では216回視聴されております。次年度も社会情勢、あるいは県が実施する研修のアンケートの際に、ニーズ調査を行いまして、それをもとに、新たに動画を追加予定でございまして、内容を充実させていきたいと思っております。

2ページ目です。研修支援（登録講師派遣）事業について、この事業は、県の人権の重要課題について、各分野の先生に県の講師として登録いただいて、企業、団体、学校の人権研修で講演していただく制度です。この事業についても、ハンセン病回復者その家族の人権に関連して、中先生と小野先生、あと、この資料には書いていないのですが、高齢者の人権関連ということで、本日お見えの紫藤先生にも講師を務めていただいております。今年度の実績は、これも現時点ですでに派遣回数88回、この制度を利用した研修受講1万3,654人と、過去最高を更新しました。このうちハンセン病回復者、あるいは感染症をめぐる人権に関するものも非常に多くございまして、1つ追加があるんですけども、県立八代工業高校においても、人権ロングホームルームで講演していただいております。計7回の911人が、このハンセン病回復者関連のテーマで実行していただいております。主に学校で実施されることが多いんですけども、中学や、高校生といった若い方に、この問題に関心を持っていただいて、人権面での学び、気づきとか、そういうものを与えているという点で、講師派遣は非常にすぐれた事業ではないかと思ってるところです。

3ページ目の人権啓発パネル展です。資料には6回と記載していますが、一昨日に菊陽町で人権セミナーを開催し、このセミナーでも、ハンセン病回復者の人権をはじめいろんな人権課題についてパネル展を実施しました。この中で、例えば、上から4ポツ目の人権フェスティバル、これがそもそも人権について関心を持ってる方が多く来場したのですが、300名程度の方が見ていただきました。あと上から2ポツ目、3ポツ目、熊本ヴォルターズと連携した活動で、特に若い方に人権に関心を持っていただくために、ホームゲーム会場での啓発をしています。2つの試合の観客数が合計で約7,500人でした。これだけの方に会場で展示できたという意義は大きいと思っております。また資料には書いていないのですが、このパネルは市町村への貸し出しも行っておりまして、市町村主催の啓発イベントとか、パネル展でも活用されている状況でございまして。来年度も県主催を数回開催予定ですし、あと市町村への貸し出しも積極的に行って、人権について学ぶ機会としていただければと思っております。

4 ページ目です。人権啓発映画上映会（ランチタイム上映会）についてですが、これは毎日月曜日から金曜日に、県の人権センターで啓発映画の上映会を行っております。この人権センターでは、基本的に県民の皆さん誰もが自由に出入りできるスペースでして、図書とか啓発DVDを借りに来た方を中心に、啓発の貴重な機会となっております。特に昼休み時間は飲食も可能としておりますので、少しリラックスしながら、お昼ご飯を食べながら研修してもらっています。今年度、ハンセン病回復者及び家族の人権は6月、感染症・難病をめぐる人権は12月を強化月間として、複数の作品を繰り返し上映したところがございます。次年度も自主的に参加可能な啓発コンテンツとして、啓発を継続していきたいと思っております。

以上今年度実績と、次年度の計画についてご説明したところですが、最後にご報告がございます。先ほどから私が人権の重要課題という言葉を二、三回用いたんですけども、県の人権教育啓発の施策に関する方向性を示す、いわゆる羅針盤となるものとして、県の人権教育・啓発基本計画というものを策定していますが、つい先日、第5次改定を行ったところがございます。年度明けの4月から、この5次改定版を新たな計画に基づいて、様々な取り組みを行っていくところがございますが、その改訂にあたっては、県の人権に関する有識者の皆様の会議体である県の人権施策・啓発推進委員会がありますけど、これを今年度4回開催していろいろ議論、検討いただいたんですけども、この委員会で委員として、本日お越しの太田委員、それから小野委員から大変有意義なご意見をいただきました。各分野において社会情勢の変化、国動向を踏まえて、現状や課題、それを踏まえて、今後の取り組みや方向性を示すことができたと思っております。改めてこの場で御礼申し上げたいと思っております。今後も各分野の皆様のお力添えをいただきながら、啓発や研修を進めていきたいと思っております。

（大川委員）

資料4、熊本法務局及び熊本県人権擁護委員連合会の人権啓発活動 令和6年度をご覧ください。

最初に（1）「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」関連啓発として、昨年度に引き続き、6月14日から7月1日までの期間、県内の法務局支局、自治体の庁舎ロビー、図書館やコミュニティーセンターなどで、ハンセン病問題の啓発パネル展を開催しました。

続きまして、2 ページ目の（2）各種イベントにおけるハンセン病問題啓発パネル展です。人権擁護委員とともに各地で啓発イベントを企画していますが、他の啓発テーマと組み合わせることで、様々な世代の方に、ハンセン病問題を知っていただくことができると考えているところです。今回掲載しています写真は、イオンモール熊本での「かみましきフェスタ」、東陽町の「文化の祭典」、湯前町の「ゆのまえ漫画フェスタ」などで実施したパネル展の様子になります。そのほか、写真の方は掲載していませんけれども、6月1日の人権擁護委員の日のイベントとしまして、熊本市中央区の下通アーケードでパレードやパネル展を行っております。土曜日の開催でしたので、親子連れや学生など、幅広い世代の方が興味を示して、見ていただいたということで啓発効果があったと思っております。同様に12月の人権週間の取り組みとしまして、イオンモール熊本での「かみましきフェスタ」は、地元中学生による人権作文の朗読会や、ボッチャ体験などをも含めて、行って

いるところです。11月末の年末商戦の始まるところで多くのお客様がいらっしゃいましたので、また来年もこの時期に取り組みを行いたいと考えているところです。

それから（3）ハンセン病問題啓発ポスターの掲示についてです。こちらのポスターを法務局や、官公庁に掲示していただきまして、継続して啓発活動を行いました。

続きまして3ページをご覧ください。（4）各庁におけるデジタルサイネージによる啓発です。各法務局の、待合室に1台ないし2台のデジタルサイネージを設置しております。その中で、法務局の業務である、相続登記の義務化や遺言書保管制度、戸籍の氏名の振り仮名登録などの関係も含めて広報をしておりますけども、今回ハンセン病問題に関する静止画を、繰り返し表示させることによって、来庁者の方に啓発を行う取り組みをしているところです。

続きまして、（5）熊本第二合同庁舎の看板による啓発です。令和5年度に内容をリニューアルしまして、見やすさの向上ということで、継続して啓発活動を行っているというところになります。

続きまして、4ページ目をご覧ください。（6）ハンセン病問題人権教室の実施です。県内各地の老人会や地域サロン、小中学校等において人権教室を行っております。写真は、宇城市の豊野中学校で、6月21日に人権教室を行った様子になります。DVD視聴のほか、人権擁護委員がハンセン病問題に関する解説等を行っているというところになります。それから右の写真は、は玉名市の文化センターでの「はつらつシニア教室」での様子になります。40名程度ご参加いただきまして、DVDの視聴などを行っております。その他にも各地でこういった地域での啓発活動を開催しているところです。

（7）の人権啓発習得研修の実施です。6月4日の熊本県人権擁護委員連合会の総会の後に、菊池恵楓園の境園長にハンセン病問題と人権をテーマにご講演をいただいております。また、1月31日には、県内の人権擁護委員を対象とした研修におきまして、りんどう相談支援センターの西様にもご講演をいただいております。人権擁護委員がハンセン病問題の現状や、そういった状況を学習しましてさらに理解を深めていくということで、今後の啓発活動に生かしていきたいと考えているところです。

その他、法務局の新規採用職員、人権擁護委員の新任の委員に対しまして、ハンセン病問題をきちんと理解して、外部に向けてまたさらに発信できるようにということで、年間に複数回研修を行っているところです。

最後に（8）菊池恵楓園歴史資料館を活用した研修の実施です。こちらも法務局と県内各人権擁護委員協議会において、菊池恵楓園の資料館を訪問させていただきまして、研修を実施しているところです。実際に当時の状況や歴史、そういったことを自分事として体感するというので、ハンセン病問題を身近に感じて、それを現在も存在する根深い人権問題だということを認識して、そこで得たことを基に啓発や相談対応等を行うというところを目的としています。

令和7年度も、これらの取組を継続していきたいと考えています。さらに法務局はホームページのほか、SNSのLINEやX、フェイスブックなどによるデジタルコンテンツを利用した啓発、周知、広報活動も進めていきたいと考えております。

（内田委員長）

ご報告ありがとうございました。それではまず、活動内容の報告を受けまして委員の先

生方のそれぞれの立場からご意見を頂戴できればと思います。よろしくお願いします。

(太田委員代理)

健康づくり推進課の資料1の3ページです。事業名、県広報媒体等活用した啓発についてです。今年の内容については、未定になってますけれども、ぜひ令和7年度事業として、今回5月に開催されますハンセン病市民学会の熊本開催についての広報をぜひ取り上げていただきたいと思いますと思っておりまして、今日、資料を用意させていただきました。もちろん実行委員会に職員の方がZOOMで参加されておりまして、4月の実行委員会で終わるわけですが、ほぼ市民学会の内容が固まりまして発送されております。あわせて当菊池恵楓園資料館で2つの特別企画展を開催します。その点について広報活動をぜひ県の方でやっていただきたいと思いますと思うんですけど、それは可能でしょうか。

(事務局(健康づくり推進課))

健康づくり推進課も、市民学会の実行委員会の方に参加させていただいております。県の広報媒体ということで、県政テレビのコマーシャルがあるんですけども30秒のコマーシャルで、県の広報課が担当しております。ここに、市民学会の情報を出させていただいて、参加者の募集を掲載させていただく予定としております。時期につきましては4月の後半、25日あたりの週で流れる予定です。はっきり何日とは決まっておりますが、1週間のうちに3回程度流れる予定となっております。

(小野委員)

太田さんからいただいた、戦争と医学の企画展が菊池恵楓園の歴史資料館でありますけれども、今年が戦後80周年で、それから、スパイ容疑でオーストラリアに追放されたエダ・ハンナ・ライト(リデル・ライトの姪)が亡くなって75周年になります。菊池恵楓園でお葬式をしたのですけれども、パネルとか、いろんな形でこの戦争とハンセン病とか、何かを取り上げていただけるのがあればいいなと思って発言させていただきました。今話題になっている虹波を含めて、エポックメイキングな戦後80年ですのでやって欲しいと思います。

(事務局(健康づくり推進課))

すみません。今のところは県の健康づくり推進課では戦争と、というところでは企画はないのですが、広報につきましては、こちらに情報をいただければ、いろいろな媒体を活用してさせていただこうと思います。

(遠藤委員)

資料3ページの事業名、ハンセン病問題啓発職員出前講座についてのお尋ねです。令和6年度の事業内容で要望なしということですが、令和5年度でしたでしょうか、小国町の小学校で県職員の方が紙芝居を作られて出前講座されたのですけれども、そうした学校と県職員の方と繋がり、今は期待できないものなののでしょうか。

(事務局(健康づくり推進課))

令和4年度に1度、紙芝居ということで当課の職員が学校で紙芝居をさせていただいたということになっておりまして、その後、県のホームページで出前講座は募集をしているところですが、その後は学校等からのご要望とかはいただいております。ただ、りんどう相談支援センターの職員が、いろんな教育機関や市町村等に出向いて、講師をさせていただいておりますので、そちらと連携しながらやっていきたいと思っております。

(遠藤委員)

4ページ目のリーフレットについてのお尋ねです。国立ハンセン病資料館では「国立ハンセン病資料館研究紀要」を作られていて、私も「研究紀要」を頂いたんですけども、他の方々にこの「研究紀要」をご紹介しようと思いましたが紙媒体は限られた部数しか作成してなく余部がなく、必要な場合にはホームページからダウンロードするしかないということになってしまいました。拝見した資料では紙媒体そのものを減らされるということでした。今日のお話頂いた説明ですと、十分紙媒体が用意できているというご説明でしたが、ペーパーレス化を進めて紙媒体を減らしていくとなると、国立ハンセン病資料館のような支障が将来起きてくる可能性がありますので、そこは、十分留意しながらやって頂けたらと思います。

(事務局(健康づくり推進課))

ご意見ありがとうございます。今のところは、紙媒体の方も十分ご用意させていただく予定にしております。さらにPDFでも活用を進めていくということで、ご理解いただければと思います。

(遠藤委員)

今後も両方、併せて作成するという意味ですね。

(事務局(健康づくり推進課))

はい。そうです。

(遠藤委員)

ここで別のお話をしてすみません。このリーフレットの作成に関して、ハンセン病市民学会で、啓発資料部会を立ち上げて、今、各都道府県が作成している啓発リーフレットについて、情報集めて調査をしていますが、熊本県にも要請はあったのでしょうか。

(事務局(健康づくり推進課))

こちらの方にもお問い合わせがあっておりまして、リーフレットをお送りしております。

(紫藤委員)

今に関連してなんですけれども、わたしが情報取り損ねてるのかなと思うんですけれども、中学校1年生にリーフレットを配られているというのが、以前ありましたよね。高校1年生ですか、前からですかね。県の事業じゃないかもしれません。この資料ではなく、厚生労働省の資料は今もありますか。

中学校1年生に配られるとか、県の資料は高校生に配られるということで、たくさんいろんな研修があつてる中で、先生方への研修とかあっているんですけども、いかに子どもたちが、このことの情報を取って、自分たちのこととして考えるっていう、身近なところにどれだけ広げられるかな、というのがとても大事なかなと感じていまして、そうすると、先ほどあったように出前講座の要望がないことは、非常にやっぱり残念な部分なんですけど、例えば、パンフレットを配ったときに、いくつかの学校とりんどう相談支援センターが、学校の先生といくつかの授業を一緒にして、こういうやり方はどうですか、みたいな提案をされるとか、どうにかつなげて、身近な授業として展開できるようなやり方が何か考えられるといいのかなとちょっと思いました。

(中委員)

昨年、厚生労働省がハンセン病問題に係る全国的な意識調査を実施しましたよね。その時の記事が熊本日新聞の4月4日に載っていたわけですけども、厚生労働省は全国の中学校1年生に、厚生労働省が作ったパンフレットを配布してるんですよ。ところがそれがたった4.1%しか活用されてないという、実態が分かったんですよ。そういうことで、せっかく大きな予算を使って、毎年、パンフレットを作成して発送しているのに、学校の倉庫に眠っているっていうことは本当にもったいない話だと思います。毎年6月に厚生労働省と行われている、私たちと、統一交渉団の中ですら、対策を話していかないといけないと思っています。

関連して、私から報告をさせていただきます。人権同和政策課からはいつも学校での講演活動を依頼いただいてありがとうございます。本年度は、高校が2校、中学校が2校、いずれも菊池恵楓園近くの合志中学校と西合志南中学校、その4校行ってきました。これも、昨年の厚生労働省との意識調査と関連して、この中に、小中学校に対する学習をしてもらっているにもかかわらず、その学習を受けた人たちがハンセン病問題について、十分理解されてない。それどころか、かえって差別心があるというようなことを、熊日新聞に書いてありました。私もコロナ以前はたくさん講演があつたわけですけども、コロナ禍以後は大分少なくなりました。せっかく子供たちにハンセン病問題の話をして、理解してもらえないのは残念だということで、今年から県の健康づくり推進課からリーフレットを送ってもらって、事前学習をさせてくださいと担当の先生にお願いをして、子どもたちが、どういふことを知りたいのか、どういふことがわからないのか、アンケートをとって、まとめて私の方に送ってください、質問に応じて話をする。ということで、本年度から実施しました。

講話をする高校から取りまとめたのが来ました。まず驚いたことに、ハンセン病についてという質問がもうたくさん出てくるんですよ。基本的なことではあるんですよ。ハンセン病問題の中の、ハンセン病の現状ですね。現状はどうなってるかということで、具体的には、全国の療養所の入所者はいくらぐらいおられるのか。これは菊池野に定期的に書いてありますから、私はいつも持ち歩いてます。それで、数字を詳しく話します。そして次には、新しい患者さんはどれぐらい毎年出てくるのか。もうとても残念なことなんです。医学的なことが伝えられていないということが明らかになるんですよ。新発患者がどれぐらいいるのか。そして、ハンセン病を治す薬はどういふのがあるのか。治療のこともまだ知られてないということです。それから、病気の後遺症というのがあるのかない

のか。どういったことがあるのか。高校生や中学生ですけども、プロミン投与治療が戦後開発してハンセン病は治るようになったのに、なぜ、らい予防法という法律ができたのか、とっても大事なことですよね。そういうことも三園長の証言とかそういったのを挙げて話をして理解をしてもらうようにしています。まずハンセン病の現状を話してから、らい予防法による人生被害のことを話すようにしています。今後もまず、子どもたちに質問をとってから講話に行こうというふうに考えております。基本的なことですよね。

それと、裁判はどういう裁判だったかとかありますので、詳しく話せば時間が足りないので要点だけを話すといったぐらいにしております。今話した、高校は菊池恵楓園からは遠いところです。それでもまとめる先生が良かったと私は思っております。とても良いまとめ方をしました。

次の高校の生徒は、西合志、合志にある中学校の生徒が半分以上行かれていました。菊池恵楓園近くの学校を卒業した生徒だから、小学校あるいは中学校のときに、ハンセン病問題について話を聞いている人達が多いと思います。高校1年生の86%は小学校あるいは中学校でハンセン病問題について話を聞いたという生徒が多かったにもかかわらず、基本的な医学的なことを、ハンセン病の現状をという質問が多いというのには驚きました。講演に行かれる先生方、そういったことも考えながらお話していただきたいなと思っております。以上です。

(境委員)

久しぶりに医学部の4年生が去年の秋から、また菊池恵楓園に来て学ばれるようになりました。2年前までの学生が3年生で学んでいたことを4年生に繰り上げるということだったので、1年空いたのですけども、大体半年ほどしっかり学ばれて、医学部の図書館でも絵画展を見られて、しっかり勉強した後でこられて、ここの中に皆さん集まっていたいて太田さんや副園長、ケースワーカーなどが質問に答えるような形で、あまり時間を長くは取れなかったんですけども、1つの症例を出して、その人について最も良い最善の医療の道はどんなものか、というのを考えてもらうようなことをした次第です。ロールプレイングですけれども。何が言いたいかというと、非常に勉強してこられたので、ハンセン病についての理解というか、かみ砕き方が非常に早かったです。今お話を聞いて、人権同和政策課のところや法務局のところだとか、コラボレーションして、今までにないような、ハンセン病のこと以外の方もちょっと取り込もうとしてるという試みを聞いて、これは良いなと思ったのでお話しした次第です。

つまり、基礎知識も何もない人っていうのは、いきなりハンセン病だけの一つのテーマのところに飛び込むのは、ちょっと心理的なハードルがあるのかなと私も思いまして。こられる人っていうのは、もうハンセン病についてよく知ってらっしゃる方だったり、今まで過去に学んできて、ハンセン病について思うところがある人は行かれると思います。ハンセン病の苦悩とかですね。街を歩いていてふらっと「ハンセン病だ、興味があって入るぞ。」っていう人があんまりいないんじゃないかと思ってて、そういう意味ではヴォルターズに来てくれた方とかですね、あとは他のテーマと一緒にしてて、1つの興味から「横にハンセン病も書いてある、こんなことがあったんだ。」というふうな、間口を広げていただく試みというのは大変良いことなんだと思いましたので、一言言わせていただきました。取っかかりはなるべく広く、そして気にしないで、自分で学べるように、いろ

いろ資料が提供できればなと思っております。

(角田委員)

今各委員の方から、いくつかいろんなことが出ておりますので、私の方から補足説明をさせていただきます。先ほど健康づくり推進課の事業で、出前講座の希望がなかったということでしたが、健康づくり推進課、人権同和政策課は知事部局で、私は教育委員会の方になりますが、教職員向けに研修を、児童生徒に授業をしていく側、そちらの方も基本的認識をしっかりと高めていこうという形で行っております。健康づくり推進課、人権同和政策課は直接、児童生徒や保護者の方にそちらの方への事業展開をしていただいております。学校にいろんな周知の形でしていただいておりますけれども、学校はいろんな文書が来ますので、なかなかそれがうまく手元までいっていないとか、授業との年間のカリキュラムをうまく組み込むことが難しいとかですね。そういった事情がある中で、いろんな形の学校の方で使っていただいて、非常にありがたいと教育委員会としても事業としても思っておりますので、教育委員会としてもしっかりと、こういう事業がありますということを学校にも再度周知をして活用していただきたいなというふうに思ったところです。その他、教育委員会としても取り組みをしていきたいと思っております。

それから、授業等の話が先ほどから出ておまして、ご説明しましたように人権同和教育課では状況調査というのを毎年行っております。県の方であります人権課題は14挙がっておりますが、その人権課題をどのような形で各学校で授業をしているかという調査も毎年行っておりまして、ハンセン病問題に関しては、小学校1年生から高校3年までで、学年によって差があるんですが、大体県内の場合は、ハンセン病問題については、小学校では6年生が中心に学習をしております。中学校では2年生で主に扱っている学校が多くございます。高校生が高校1年生という形で、繰り返し学習をしていくという形で、学校全体としては小中高校とも、ほとんどの学校でハンセン病問題について学びます。熊本県には菊池恵楓園がありますので、非常にそういう意味では学習効果の高い状態でございました。ここにおられる委員の方々にも各学校や研修とかでもよくお話をいただいております。教育委員会の方でも、教職員も含めて、児童・生徒には、できるだけ当事者の方のお話を直接聞く場所や、フィールドワークなど、現地に赴いて、五感を使って学びを深めていく、そういう場を提供して欲しいということで、各学校の方には周知し、そういうことをしていただいているというところです。

なかなか時間等でカリキュラムを組む中でどのようにしていくかというところもありますが、菊池恵楓園は県内にありますので、そう意味では資料館等も含めて、いろんな形で活用するようにしております。先ほどありましたようにガイドブックを今年度作成していただいていますし、本日の新聞でQRコードを読んだら見ていけるようなことも、手だてを打っていただいていますので、それも含めて、各学校への活用を促進できるように、進めていきたいと思っております。

(中委員)

昨年、山鹿市での菊鹿中学校の生徒たちのお話を聞いていて、教えられましたね。ハンセン病問題を正しく学んで、正しく伝えることが差別をなくす一番の方法だというような話をされましたので。私も、その言葉をいただきました。最後には、どこの学校に行って

も、正しく学んで、正しく伝えてくださいね、とそういうふうに話していこうと思っています。

それから講演会もさることながら、今日、菊池恵楓園入所者自治会が発行している「菊池野」が届いて、その中に写真が載っていて、今年の2月1日に、隣の建物の文化会館で熊本福祉囲碁会が主催で、毎年菊池恵楓園で熊本市の福祉囲碁会の愛好者とそれと合志、あるいは県庁の職員などもきて、囲碁を和気あいあいと楽しむということを実施してきました。今回で46回になりますけども、コロナが災いして、その間ちょっと中断していました。久しぶりに今年大会を開いてもらったんですけど、私たちが理解してもらうということは、やっぱりふれあい、そして交流ですね。学校教育の中で、講話をするのも良いんですけども、特に年配者の方々とは、囲碁をうちながら、身近な話題で話を盛り上げたり、そうしていきながら、ハンセン病に対する正しい理解をしてもらうというのが、何よりも啓発になってると思ってるんです。ですから、園長先生はまだ、インフルエンザとかコロナの関係で、あんまり人が菊池恵楓園に出入りするのはいちょっと心配になられると思いますけども、できるだけ社会の人たちが菊池恵楓園の建物を利用して、園内の人たちと交流すると、そういった啓発の仕方も良いんじゃないかと思ってますので、1つ、そういう機会があったらよろしくお願いします。

(内田委員長)

私の方から、あと2つお話しさせていただきます。

1つは、国立ハンセン病資料館で、中学校高校時代にハンセン病問題について非常に詳しく学んだ、そういう人たちが社会人になって、中学校高校時代にハンセン病問題を学んだことが、どのように社会人の生活に活かされているか、ということについてシンポジウムをさせていただきました。結論的に言えば、「全く忘れました。社会人としてハンセン病問題について関わりや接点はありません、従って忘れてます。」という答えでした。後でも言いますが、企業の方々はいろんな人権問題に取り組んでいらっしゃるって、感染症の問題には取り組んでいらっしゃるって、新型コロナウイルス感染症の問題に取り組んでいらっしゃるって、ハンセン病問題について社内研修で社員に教育しているところは全くない、と仰っています。そういうこともあって、ハンセン病問題を中学校や高校で学んだということが社会人の生活には結びついていかない。自分の子どもたちにハンセン病問題はこうだよって言うことを言っているぐらい。1つそこにヒントがあって、現在、企業は「ビジネスと人権」という観点で、人権問題に熱心に取り組み出しているんですが、ハンセン病問題についても、そういう企業と連携を図っていかないと、一過性の学びに終わってしまう。社会人として、あるいは主権者として、あるいは地域社会の担い手としてハンセン病問題に取り組んでいくというようなことには繋がっていかない。全国レベルでもそうですが、それぞれの地域でも熱心に人権問題に取り組んでいる企業の方々と国や自治体が連携していくって言うことになって初めて学びに繋がっていくんですね。小中高大学生と社会人とをつなげていくような取り組みが必要ですが、現在、その繋がりがハンセン病問題等についてはできていない。こういう問題があるのではないかとシンポジウムの登壇者たちが言っているんですね。

もう1点ですが、国立ハンセン病資料館にいらっしゃる方に、どういう動機でいらっしゃるんですかというような、かなり詳しいアンケート調査をさせていただいたところ、「過

去の問題だけれども、非常に重要な問題であるので学びたい。」という回答でした。過去という話なんですね。そうすると自分事にはならない。先ほどおっしゃったような、自分事として考えるということですが、過去の問題を自分事にするのは無理なので、他人事になってしまう。関心や興味はもつが、その関心や興味っていうのは自分事という意味での関心や興味ではないんですよ、そうするとそれで終わってしまう。資料館やその他の所での、いろんな啓発とか講演とかの中で、ハンセン病問題は現在の問題ですよと、いくら言っても、当人が過去の問題だと思い込んでしまっているとそのことがスルーされてしまう。スルーされてしまうので、「非常に重要な問題だけれども過去の問題だよ」という話になってしまう。

また、メディアが、「裁判がありました、勝訴になって、こうなりました」と言っちゃうと、解決しちゃったんだと思い込んでしまう。それは過去の問題だよという話になる。そのために啓発効果や教育効果が半減しているというのが現状ではないか。その辺のところをもう少し詳しくアンケート調査をして、自分事になっているかっていうところを掴まないと上滑りしかねない。こういったことが厚労省の意識調査で出てきたところではないでしょうか。

(遠藤委員)

内田先生が、前回のこの委員会でもそういうお話をされています。この熊本県が行っている啓発推進の取り組みの他の自治体になく素晴らしいというのは、すべての部署が一緒になってワンストップでハンセン病に関して政策立案等されているということと、それからPDCAサイクルがうまく回っているということが特徴だと思うのですが、そういう意味では、昨年の議論を踏まえて、今回のご説明を頂いた次年度の政策の展開について、どのようにそれが生かされているのかということをもう少し具体的にお話し頂くと、前回の内田先生の問題提起が無駄には終わらないと思います。

さきほど中さんが高校で講話された時のお話をされていた内容は、「ハンセン病問題について子どものときからよく知っていたが、それが大人になってからはハンセン病問題に触れる機会がない」という話ではなくて、ゼロベースで最初から何も知らないという質問内容でした。私も、従来からこの場で学校の先生が菊池恵楓園に研修にたくさん来られているのにもかかわらず、なぜ教育の中に研修の経験がうまく反映しないのかという話をずっとさせてきて頂いて来たんですけども、今のような質問が出ること自体、危機感を持ちましたけれども、これについてご意見が何かありますでしょうか。

(角田委員)

今、遠藤委員からあったご質問に回答になるかどうかわかりませんが、詳しくその辺は、私どもも分析といいますか、学校等とやりとりしないとわからない部分があるかと思うんですけど、1点、これが正しい原因になるかどうかですけども、水俣病に関する人権の部分で、つい最近ですが、ある高校生が資料館と語り部の会の方のお話を聞いて、感想文を書いています。水俣病に関しては県内の小学校5年生は必ず「肥後っ子教室」という学習で行きます。この学校の全校生徒が書いてるんですけど、感想の中で、「小学校で学習はしたんだけど、小学校、中学校ですね、改めて高校生になって聞いていく中で、また違った、今までと違う学びをした」という感想が非常に多かったんですね。「やはりそのと

き、小学校のときに学んだ部分っていうのが、なかなか十分その時点で落ちていなかった。自分の中にすっと落ちなかったものが、年齢を経ていろんな経験をしていく中で、また違った視点でしっかりとらえ直すことができた。」という感想が非常に多かったとていうのが、私自身印象に残っています。やはり教育の中で1回で終わるのではなく、繰り返しスパイラルにやっていく中で、それぞれの児童・生徒が様々な経験をした、それと重ね合わせていく中で、さらにより深く学びに繋がっていくのではないかと考えて、それをどういうシステムのやっていくのかというのが、今後必要じゃないかなというふうに感じた部分があります。その辺少し通じるのかなと思いながら、今お話を伺ったところです。

(内田委員長)

様々な意見を頂戴しましたので、健康づくり推進課、人権同和教育課、人権同和政策課におかれましては本日の意見を参考に、より効果的な事業を実施していただきますようお願いいたします。

最後に、その他ですが、私の方から少し情報共有させていただければと思います。今日、資料2という形で席上配布していただいている「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）【中間試案】」です。ご存知のように国の人権教育・啓発、これには相談も入っているんですが、この人権教育・啓発、相談については、人権教育啓発推進法という法律がございまして、国に人権教育啓発についての基本計画を策定するということが義務付けられております。この基本計画は2002年に策定されておりますが、それから20年経ってかなり人権について進展が見られた、国際的な状況も変わってきているので、改訂について提言する有識者検討会が法務省に設けられました、有識者検討会で部分改定ではなく大幅改訂をすべきだという提言がなされました。この提言を受けて、関係省庁連絡会議が設置されました。この関係省庁連絡会議の幹事会のもとで、大幅な改訂作業が進められて、この1月に第二次中間試案というのがまとめられました。私も有識者という形でこの会議に参加させていただきました。第二次中間試案についてパブリックコメントを各界から求めるということも、この2月いっぱい締め切られました。現在、それをどの程度盛り込むかということで、整理作業しており、6月頃に閣議決定の予定になっております。閣議決定されますと、都道府県でも既にお作りになっている基本計画や基本方針の見直しというようなことも出てくるかと思われます。福岡県では、早速この4月から基本方針などの抜本的な見直し作業を開始するということになっています。

少し資料2をご覧くださいますと、例えば、第2章では、第一次計画策定後の社会経済情勢の変化と国際的潮流の動向ということが記述されています。

人権をめぐる社会経済情勢の変化としてはまず情報化が取り上げられています。あらゆる人権問題についていろんなところでインターネットによるものが出てきている。共通の人権問題だということで、ポイントの一つであるとされています。次は少子高齢化です。その背景には人権問題があるとして、少子高齢化が取り上げられています。

他方、国際的潮流の動向では、人権教育のための世界計画等が取り上げられています。人権教育啓発の改善にあたっては、人権教育啓発についての国際基準っていうのも参考にしましょうとされています。ビジネスと人権も取り上げられています。国とか自治体だけではなく、企業も国際的な規模で事業展開しており、大きな影響力を人権問題についても持っていることから、人権教育啓発についても、国等に準じたものが求められるとさ

れています。

それから、いわゆる複合差別の問題も取り上げられています。国際的には差別の問題というのは、個々の差別問題に特化した形で扱うのではなく、いわゆる複合差別、あるいは包括的な差別という形で扱われている。それが国際的な動向になっている。このような国際的な動向と日本の差別の取り組みというのはちょっと乖離があるということで、複合差別という観点で入れていきたいと思います。例えば、ハンセン病差別と障がい者差別、ハンセン病差別とジェンダー差別、あるいはハンセン病差別と外国人差別とか。こういうクロスの問題も視野に入れていきたいと思います。

それから、第4章のところでは、先ほど委員の方からお話がありました、段階の問題が取り上げられています。発達段階等を踏まえた効果的な方法で教育啓発しましょう。小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学の生徒・学生、そして社会人ではそれぞれ目標が違う。目標は発展していく。この発展を踏まえて、小中学校段階の教育を、高校の教育、そして大学の教育を経て、社会人段階の教育へと結びつけていく。体系的、系統的にやっていきたいと思いますということで、ここに入ってきています。

第5章の2では、それぞれの各論の問題が記述されていますが、これらの各論の前に、最近、非常に大きな人権問題になっているインターネット上の人権問題が記述されています。SNSとかそういうのですね。

ハンセン病問題も各論で取り上げられています。従来の基本計画では、ハンセン病問題の記述は量的にも少なかった。しかし、大きな問題で、詳しい記述をという統一交渉団の方からの見直しの要望を踏まえて、かなり詳しい記述になっています。46ページから48ページのところです。

部落差別問題についても、従来分量は少なかったのですが、見直しでかなり詳しい記述になっています。ヘイトスピーチについても、新たに個別の基本計画が掲げられています。

そして、第6章の計画の推進というところでは、計画のフォローアップ及び見直しということで、PDCAを入れて、絶えず見直しをして事業を改善していく、そういうフォローアップ体制をとりましょうという形になっています。

この基本計画改定案が閣議決定されますと、ハンセン病問題についての人権教育・啓発等、それから相談・支援等も、文科省とか法務省とか厚労省とかの取組も、この基本計画に則って行われることになるかと推察されます。

以上を情報共有させていただきました。

それでは、ご質問ないようですのでマイクを事務局にお返しします。たくさんのご意見をいただきましてありがとうございました。

(事務局)

内田委員長、議事進行ありがとうございました。委員の皆様からいただきましたご意見をしっかりと踏まえまして、また次年度の事業に反映できますように努めて参りたいと思いますので、どうもありがとうございました。

次回の委員会は10月頃を予定しております。詳しい日程につきましてはまた後日、調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは以上で、第20回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。